

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のとおり

一般事業主行動計画を策定する。

計画期間	令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の 3 年間
------	---------------------------------------

目標 1	女性管理職を登用し、管理職に占める女性比率を 58%以上とする。
取組内容	令和 3 年 4 月～ 人材配置計画を見直し、女性管理職の登用を推進する。

目標 2	有給取得率について、取得率の偏りを是正するとともに、一人当たり 90%以上を目指す。
取組内容	令和 3 年 4 月～ 取得率の低い部署へ通知を行い、業務の分担や見直しを指示する。 取得率の低い職員に対して、個別に取得を促す。

女性の活躍に関する状況の情報公表

令和 4 年 4 月 1 日現在

1. 労働者に占める女性労働者の割合
72.8%
2. 管理職に占める女性労働者の割合
55%
3. 役員に占める女性の割合
27%
4. 労働者の一月当たりの平均残業時間
1.3 時間
5. 有給休暇取得率
87.8%